

いちご（加工品）に関する登録商標に係る管理要領

（制定 令和元（2019）年 12 月 25 日）

（目的）

第 1 条 この要領は、別表 1 に掲げる栃木県が開発したいちご品種（以下「本いちご」という。）の消費拡大や普及促進を図り、本いちごが広く消費者に親しまれ、定着するために定めた別表 2 に掲げる登録（文字）商標（以下「本商標」という。）及び登録（図形）商標（以下「本マーク」という。）の加工品における適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用対象商品）

第 2 条 本商標及び本マークの使用対象は、別紙 2 に掲げる指定商品区分及び指定商品（以下「本商品」という。）とする。

（商標権）

第 3 条 本商標及び本マークに関する一切の権利は、栃木県に属する。

（使用条件）

第 4 条 本商品に本商標及び本マークを使用する場合には、本商品に本いちご（果実、その加工品等）が必ず含まれていなければならない。

2 その他の使用条件は別紙 1 のとおりとする。

3 本要領に基づき別紙 1 に該当する商品に関して使用許諾を受けたものは、本商標及び本マークを使用することができる。

（使用上の注意）

第 5 条 本商標及び本マークは、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標登録として承諾された本商品のみに使用すること。

2 本商標及び本マークの使用は、非独占的になされるものとする。

3 本商標及び本マークは、別紙 1 に定める「本商標及び本マークとして使用可能な表示について」に従い使用すること。

4 その他、本商標及び本マークの使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること。

一 本商標及び本マークの一部のみを使用し、変形しないこと。

二 本商標と本マークを重ねて使用する場合、又は本商標及び本マークを他の図形もしくは文字と重ねて使用する場合は、栃木県と協議すること。

三 本商標及び本マークの使用によって、本商品について誤認又は混同を生じさせないこと。

四 本商標及び本マークを、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。

五 本商標及び本マーク自体を商品化しないこと。

六 本商標及び本マークの表示は、本商品の品質等を栃木県が保証するものではないため、当該使用に係る本商品に「栃木県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

七 本商品については、食品等関係法令による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。

（使用の許諾の申請）

第 6 条 本商標を使用して商品を製造又は販売する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用許諾申請書（様式第 1 号）及び使用者又は製造を委託する事業者に対する保健所の営業許可を証明する書類等の写し（栃木県においては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び栃木県

食品衛生条例（昭和 45 年栃木県条例第 5 号）による許可並びに食品衛生法施行条例（平成 12 年条例第 4 号）による届出を証明する書類の写しをいう。）、その他必要な資料を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 本マークのみの使用許諾申請は受け付けない。
- 3 使用者は、本商標及び本マークとともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証すること。

（使用の許諾等）

第 7 条 知事は、前条第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、審査の上、使用許諾書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

- 2 本商標の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、知事はこれを許諾しない。
 - 一 本いちごのイメージを損なうおそれがある場合
 - 二 消費者の利益を害するおそれがある場合
 - 三 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - 四 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - 五 その他、知事が許諾することが不相当と認めた場合
- 3 知事は、許諾を行うに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

（表示の義務等）

第 8 条 使用者は、本商標及び本マークが登録商標であることと登録番号を必ず表示又は明示しなければならない。また、本商標を使用し国内だけで本商品を販売する場合に限り、®を表示できるとし、本マークにも®を表示するよう努めること。

- 2 本商標及び本マークは、本商品を収容する容器又は包装紙に表示することができる。その場合、シールに印刷し、及び本商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- 3 本商標及び本マークは、使用者が本商品の販売を行う場合に限り、ホームページ上で行う広告宣伝に表示することができる。
- 4 第 1 項又は前項の場合においては、栃木県の許諾番号も必ず表示しなければならない。

（使用料）

第 9 条 本商標及び本マークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第 10 条 本商標及び本マークの使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

- 2 栃木県は、本商標及び本マークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標及び本マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、栃木県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 4 使用者は、本商標及び本マークの使用に際して故意又は過失により栃木県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を栃木県に賠償しなければならない。
- 5 栃木県は、この要領により本商標及び本マークの使用の許諾を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(使用状況の報告)

第 11 条 知事は、本商標の使用状況について使用状況報告書（様式第 3 号）により報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(情報の公開)

第 12 条 知事は、本商標及び本マークについて、広く使用促進を図る観点から、本商標及び本マークの使用許諾の状況等について、情報を公開することができる。

(使用の取消し)

第 13 条 知事は、第 7 条第 1 項に規定する許諾書の交付を受けた者が、第 4 条、第 5 条及び第 6 条第 3 項に掲げる条件に違反した場合、並びに、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた場合、その他本商標及び本マークの使用継続が不相当であると認められる場合は、使用許諾を取消し、又は本商標及び本マークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項の規定により、使用許諾が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとする。

3 前 2 項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(変更の届出)

第 14 条 使用者は、第 6 条により提出した申請内容に変更が生じた場合は、その事由の発生後 30 日以内に変更届出（様式第 4 号）及びその他必要な書類を知事に提出しなければならない。ただし、第 6 条により申請した内容のうち、商品名に使用する品種数、使用を希望する商標、商品の種類、商品名を変更する場合は、新たに第 6 条に規定する申請を行うものとする。

(使用中止の届出)

第 15 条 使用者は、本商標及び本マークを使用した本商品の製造を中止した場合、又は使用条件を満たさなくなった場合はその事由の発生後 30 日以内に使用中止届出（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(使用期間)

第 16 条 本商標及び本マークの使用許諾期間は、栃木県が許諾した本商標及び本マークを使用した商品の存続期間又は、栃木県が本商標権を保持する期間のいずれか短い方とする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元（2019）年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7（2025）年 3 月 3 日から施行する。

なお、令和 7（2025）年 3 月 3 日以前の要領に基づき許諾した本商標及び本マークはその有効期限をもって無効とし、新たに使用を希望する場合は、本要領に基づき申請するものとする。

（別表 1）（第 1 条関係）

対象とする栃木県が開発したいちご品種

品種名	品種登録 出願番号	出願年月日	出願公表の 年月日	登録年月日	品種登録 番号
栃木 i 2 7 号	第 26477 号	H23. 11. 15	H24. 2. 20	H26. 11. 18	第 23749 号
栃木 i W 1 号	第 32822 号	H30. 1. 29	H30. 4. 24	R6. 6. 3	第 30256 号
栃木 i 3 7 号	第 33245 号	H30. 7. 9	H30. 11. 13	R6. 6. 3	第 30257 号

（別表 2）（第 1 条関係）

対象とする栃木県が登録した商標

商標名	商標の 登録番号	登録年月日
スカイベリー	第 5519465 号 第 5686275 号	H24. 9. 7 H26. 7. 18
	第 5757603 号 第 5811783 号	H27. 4. 10 H27. 12. 11
ミルキーベリー	第 6153706 号	R 元. 6. 21
とちあいか	第 6232688 号	R2. 3. 5

(別紙 1) (第 4、5 条関係)

1 使用条件等について

登録商標 (本商標、 本マーク)	スカイベリー (文字商標)	 (スカイベリーの 図形商標)	ミルキーベリー (文字商標)	とちあいか (文字商標)
使用できる いちご品種 (本いちご)	栃木 i27 号		栃木 iW1 号	栃木 i37 号
本商標及び本マ ークとして使用 可能な表示※ ¹	・スカイベリー ・すかいべりー ・Skyberry	 ※ 2	・ミルキーベリー ・みるきーべりー ・Milkyberry	・とちあいか ・トチアイカ ・Tochiaika
本商品に使用す る本いちごの使 用割合 (原則)	100%		50%以上	100%

※ 1 最上段が標準表示であるが、その他同一称呼名称として、ひらがな表示、カタカナ表示、ローマ字表示に限り使用を認める。なお、ローマ字表示について、大文字小文字は問わない。

※ 2 図形商標は文字商標と同時に使用することとし、表示については下記を遵守する。

1) 図形を変形させないこと (図形の上下も上記表示のとおりとする)。

2) 色彩については一色とすること。

※ 3 本いちごを含め複数のいちご品種を原料とする商品において、本いちごを含め複数のいちご品種を商品名に使用する場合にあっては、次の条件を全て遵守すること。

1) いちごの原材料における各いちご品種の使用割合を、食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 2 章第 1 節第 1 款第 7 条「特色ある原材料等に関する事項」により表示すること。

2) 本いちごの使用割合は、原則として 2 品種の場合は 1 / 2 以上、3 品種の場合は 1 / 3 以上とすること。

2 本商標及び本マークとして使用可能な表示について

(1) 表示における制限

1) 文字については、

i 商標法第 5 条第 3 項に規定する標準文字として認められるものであること。

ii 活字体および筆記体の変更以外の形状変化は認めない。

2) 文字の色彩については、商標法第 70 条第 1 項に規定する登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば同一と認められるものであること。

3) その他商標法第 50 条第 1 項における規定における使用に準じたものであること。

(2) 他の語句と組み合わせた表示

他の語句と連続して使用することは、違う名称と誤認されるおそれがあるため、使用する場合は、①本商標と他の語句の間にスペースを空けるか、②本商標の語尾にアールマークを付けるか、③行を変えること。

使用可能な表示例	使用不可の表示例
・【本商標】 □□□ ・【本商標】® □□□ ・□□□ 【本商標】 ・□□□ 【本商標】® ・ 【本商標】 □□□ ・ 【本商標】® □□□	・【本商標】 □□□ ・ □□□ 【本商標】 ・ □□□ 【本商標】®

※ “本商標” には、各商標（図形商標を除く）が該当する。なお、【】 は、不要である。

(別紙2)(第2条関係)

1 各商標の指定商品区分及び指定商品について

1)「スカイベリー」(文字商標、図形商標)の指定商品区分及び指定商品について

指定商品 区分	指定商品	商品の例
第 29 類	乳製品	牛乳、クリーム、チーズ、乳酸飲料、乳酸菌飲料、バターなど
	冷凍果実	
	加工野菜及び加工果実	果実の缶詰及び瓶詰、乾燥果実、ジャム、調理用野菜ジュースなど
第 30 類	茶	ウーロン茶、紅茶、麦茶、緑茶など
	菓子及びパン	あめ、砂糖漬け、だんご、水あめ、みつめ、蒸し菓子、もち菓子、ようかん、アイスクャンデー、アイスクリーム、ウェハース、カステラ、キャラメル、キャンデー、クッキー、シャーベット、シュークリーム、スポンジケーキ、タフィー、チューインガム、チョコレート、ドーナツ、ドロップ、ヌガー、パイ、フルーツゼリー、フローゼンヨーグルト、マッシュマロ、ラスク、ワッフルなど あんぱん、クリームパン、ジャムパン、食パン、バンズなど
	サンドイッチ及び中華まんじゅう	
	穀物の加工品	コーンフレーク、うどんの麺、そばの麺、即席めん、もちなど
	調味料	みそ、ウスターソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、ドレッシング、ホワイトソース、焼き肉のたれ、はちみつなど
	アイスクリームのもと及びシャーベットのもと	
	ぎょうざ	
	即席菓子のもと	ゼリーのもと、ドーナツのもと、プリンのもとなど
第 32 類	ビール	
	清涼飲料	アイソトニック飲料、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ラムネ、レモン水、レモンスカッシュなど
	果実飲料	
	飲料用野菜ジュース	
	乳清飲料	
第 33 類	日本酒	泡盛、合成清酒、しょうちゅうなど
	洋酒	ウィスキー、ウオッカ、ジン、ブランデー、ラム、リキュールなど
	果実酒	いちご酒など
	酎ハイ	

2)「ミルキーベリー」の指定商品区分及び指定商品について

指定商品 区分	指定商品	商品の例
第 29 類	冷凍果実	
	加工野菜	調理用野菜ジュースなど
	加工果実	果実の缶詰及び瓶詰、乾燥果実、ジャムなど
第 30 類	茶	ウーロン茶、紅茶、麦茶、緑茶など
	菓子	あめ、砂糖漬け、だんご、水あめ、みつめめ、蒸し菓子、もち菓子、ようかん、アイスクャンデー、アイスクリーム、ウェハース、カステラ、キャラメル、キャンデー、クッキー、シャーベット、シュークリーム、スポンジケーキ、タフィー、チューインガム、チョコレート、ドーナツ、ドロップ、ヌガー、パイ、フルーツゼリー、フローズンヨーグルト、マシュマロ、ラスク、ワッフルなど
	パン	あんぱん、クリームパン、ジャムパン、食パン、バンズなど
	穀物の加工品	コーンフレーク、うどんの麺、そばの麺、即席めん、もちなど
	ぎょうざ	
	サンドイッチ	
	中華まんじゅう	
	即席菓子のもと	ゼリーのもと、ドーナツのもと、プリンのもとなど
第 32 類	ビール	
	清涼飲料	アイソトニック飲料、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ラムネ、レモン水、レモンスカッシュなど
	果実飲料	
	飲料用野菜ジュース	
第 33 類	日本酒	泡盛、合成清酒、しょうちゅうなど
	洋酒	ウィスキー、ウオッカ、ジン、ブランデー、ラム、リキュールなど
	果実酒	いちご酒など
	酎ハイ	

3)「とちあいか」の指定商品区分及び指定商品について

指定商品 区分	指定商品	商品の例
第 29 類	乳製品	牛乳、クリーム、チーズ、乳酸飲料、乳酸菌飲料、バターなど
	冷凍果実	
	加工野菜	調理用野菜ジュースなど
	加工果実	果実の缶詰及び瓶詰、乾燥果実、ジャムなど
第 30 類	茶	ウーロン茶、紅茶、麦茶、緑茶など
	菓子	あめ、砂糖漬け、だんご、水あめ、みつめ、蒸し菓子、もち菓子、ようかん、アイスクャンデー、アイスクリーム、ウェハース、カステラ、キャラメル、キャンデー、クッキー、シャーベット、シュークリーム、スポンジケーキ、タフィー、チューインガム、チョコレート、ドーナツ、ドロップ、ヌガー、パイ、フルーツゼリー、フローズンヨーグルト、マシュマロ、ラスク、ワッフルなど
	パン	あんぱん、クリームパン、ジャムパン、食パン、バンズなど
	穀物の加工品	コーンフレーク、うどんの麺、そばの麺、即席めん、もちなど
	調味料	みそ、ウスターソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、ドレッシング、ホワイトソース、焼き肉のたれ、はちみつなど
	ぎょうざ	
	サンドイッチ	
	中華まんじゅう	
	即席菓子のもと	ゼリーのもと、ドーナツのもと、プリンのもとなど
	アイスクリームのもと	
	シャーベットのもと	
第 32 類	ビール	
	清涼飲料	アイソトニック飲料、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ラムネ、レモン水、レモンスカッシュなど
	果実飲料	
	乳清飲料	
	飲料用野菜ジュース	
第 33 類	日本酒	泡盛、合成清酒、しょうちゅうなど
	洋酒	ウィスキー、ウオッカ、ジン、ブランデー、ラム、リキュールなど
	果実酒	いちご酒など
	酎ハイ	